



2018年7月25日

各位

会社名 蝶理株式会社  
代表者名 代表取締役社長 先瀨 一夫  
(コード番号 8014 東証第1部)  
問合せ先 経営管理部長 迫田 竜之  
(TEL 03-5781-6201)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2018年8月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 6,267株
(3) 処分価額	1株につき1,914円
(4) 処分価額の総額	11,995,038円
(7) 割当ての対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	取締役 2名 4,178株 執行役員 1名 2,089株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の取締役（業務を執行しない取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（対象取締役と併せて以下「対象役員」といいます。）を対象に、2017年5月17日開催の取締役会及び2017年6月15日開催の第70回定時株主総会において「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。本件はこれを踏まえ、2018年7月25日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要】

##### (1) 本制度の概要

本制度は、対象役員に譲渡制限付株式を付与するために、対象役員に対し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財

産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式を自己株式の処分により保有させるものです。ただし、会社は、対象役員との間で、「譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象役員は割り当てられた株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとし、支給対象期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象役員に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。

#### 【譲渡制限付株式割当契約の概要】

##### （１）譲渡制限期間

2018年8月28日（火）～2020年7月15日（水）

##### （２）支給資格

対象役員が、支給対象期間のうち第72～73期事業年度（2018年4月1日～2020年3月31日）中、継続して、当社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあること。

##### （３）業績達成による譲渡制限解除条件

中期経営計画の計画期間である第72～73期事業年度（2019年3月期決算～2020年3月期決算）に係る有価証券報告書に記載された連結経常利益の合計額が「累計連結経常利益」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応する「解除率」欄記載の割合を割当株式数に乗じた株数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

累計連結経常利益	解除率
0億円未満	0%
0億円以上100億円未満	50%
100億円以上163億円未満	100億円を50%、163億円を100%とした達成率に応じて比例配分
163億円以上 (中期経営計画の業績目標)	100%

##### （４）支給対象期間中に、対象役員が任期満了または定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

当該対象役員の退任後、当該時点における（３）の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、当該対象役員の支給対象期間に係る在職期間（月単位）を24で除した数を乗じた数の株数（単元未満株は切り捨て）について、譲渡制限を解除する。

##### （５）当社による無償取得

（２）（３）及び（４）等の理由により、譲渡制限が解除されなかった株式について、当社は当該解除時点後、当該株式を無償で取得することができる。

##### （６）株式の管理

割り当てられた株式は、本譲渡制限の履行を担保するため、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。

##### （７）組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承諾を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点における（3）の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、支給対象期間の開始月（2018年8月）から当該承認の日を含む月までの月数を24で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2018年7月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値である1,914円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えています。

以 上